石運輸第７６０号の４
石運整第４７５号の４
令和２年１２月８日

旅客自動車運送事業者各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について」等について

先般、道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第４２号）により、妨害運転に対する罰則が新たに創設され、本年６月３０日から施行されたところですが、これを受けて今般、自動車運送事業者に対する監査方針、行政処分基準等に妨害運転を位置づけるなど関係通達について所要の改正がなされ、下記のとおり北陸信越運輸局長等から通知がありましたので、了知願います。

記

１.「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け北信交監第１２９号、北信交旅第４７７号、北信交貨第１９８号、北信技保第３５号）
２.「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け信交監第１３０号、北信交旅第４７８号、北信技保第３６号）
３.「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け北信交監第１３１号の２、北信交旅第４７９号の２、北信技保第３７号の２）
４.「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け北信交監第１３２号の２、北信交旅第４８０号の２、北信技保第３８号の２）
５.「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け北信交監第１３３号の２、北信交旅第４８１号の２、北信技保第３９号の２）

６.「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け北信交監第１３４号、北信交旅第４８２号、北信技保第４０号）

７.「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（令和２年１１月２６日付け北信交監第１３５号、北信交旅第４８３号）